

平成 2 9 年 1 2 月 6 日開催

第 9 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成29年度 第9回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成29年12月6日(水)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
閉 刻 14時05分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 15人
- |         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会 長     | 18番 | 新国 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸 博雄 |
| 委 員     | 2番  | 菅井 美徳 |
| 委 員     | 3番  | 原田喜一郎 |
| 委 員     | 4番  | 西原 弘子 |
| 委 員     | 5番  | 石山 幸一 |
| 委 員     | 6番  | 大河原正一 |
| 委 員     | 7番  | 梶田 政實 |
| 委 員     | 8番  | 早川 剛司 |
| 委 員     | 9番  | 小野 人司 |
| 委 員     | 11番 | 中村 肇  |
| 委 員     | 12番 | 笹原 仁  |
| 委 員     | 13番 | 岡田 一司 |
| 委 員     | 15番 | 上野 邦彦 |
| 委 員     | 16番 | 鈴木 和弘 |
5. 欠席委員 3人
- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 1番  | 菅井 誠  |
| 委 員 | 10番 | 須藤 智弘 |
| 委 員 | 14番 | 林 秀和  |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 2番  | 菅井 美徳 |
| 委 員 | 12番 | 笹原 仁  |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

- |             |       |
|-------------|-------|
| 事 務 局 長     | 河本 伸二 |
| 農地・農業振興担当係長 | 小川 哲也 |
| 農地・農業振興担当係長 | 森谷 智之 |
| 農地・農業振興担当主任 | 原 吉生  |

8. 会議の概要

- 議 長 　ただ今から、本日招集された平成29年度第9回(H29.12.6)遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
- 本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、2番 菅井（美）委員、12番 笹原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. H29. 11. 7（火）13：30～

第8回農業委員会総会

2. H29. 11. 10（金）13：00～

平成29年度遠紋地区農業委員会職員研修会【滝上町ホテル溪谷】原主任出席

【内 容】

日常業務における農地法や農業委員会法などの解説や運用について、研修を行いました。

3. H29. 11. 10（金）～13（月）

北海道青年と京都女性との交流会【京都市】小川係長出席

【内 容】

遠軽町から参加の2人を含む11人の農業青年が参加し、京都女性6人と交流会を行いました。

今のところ目立った成果は出ていませんが、参加女性が少なかったことから、今後募集方法などに改善すべき点が出てきています。

◆今後の予定

1. H29. 12. 7（木）13：30～

平成29年度東北・北海道ブロック女性農業委員研修会【札幌市北海道自治労会館】西原委員出席予定

2. H29. 12. 12（火）～15（金）

第9回遠軽町議会（定例会）

河本事務局長出席予定

3. H29. 1. 9（火）13：30～

第10回農業委員会総会

4. H30. 1. 24（水）～25（木）

全道農業者年金研究会（24日）13：30～

【札幌市北海道自治労会館】

農業委員会活動強化研修会（25日）13：30～

【札幌市かでの2・7】

農業委員6人、事務局出席予定

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」7件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局　議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 35,966」

3 通知の理由

平成28年5月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 　本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、  
原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 36,208」

3 通知の理由

平成25年3月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃  
貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、  
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が  
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当  
しません。

その3

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は  
畑」・面積（㎡）「14,956」

3 通知の理由

平成28年4月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃  
貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、  
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が  
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当  
しません。

その4

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2 筆合計 27, 188」

3 通知の理由

平成 28 年 4 月 13 日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸借を設定したが、その農地について貸貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(その 1 同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 5

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2 筆合計 50, 592」

3 通知の理由

平成 27 年 3 月 12 日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸借を設定したが、その農地について貸貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(その 1 同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当

しません。

その6

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「48,381」

3 通知の理由

平成26年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により使用貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その7

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 16,206」

3 通知の理由

平成26年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により使用貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩します。(13:45～13:45)

職務代理者 再開します。  
これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:46～13:46)

職務代理者 再開します。  
これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第1号「その1」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩します。(13:47～13:47)

職務代理者 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第1号「その1」については、原案のとおり決定しましたので、その旨を報告します。

職務代理者 暫時休憩します。(13:47～13:47)

議長 再開します。  
次に、議案第1号「その2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その3」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その3」について、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その4」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その4」について、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その5」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その5」について、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その6」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その6」について、原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その7」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第1号「その7」について、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」7件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号23から29につきましては、賃貸借でございます。  
整理番号23、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計 35,966」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額(円)「年100,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号24、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計 36,208」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額(円)「10a5,000」・支払方法「毎年12月

末までに指定口座振込」

(整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号25、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「14,956」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額(円)「10a5,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号26、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計 27,188」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額(円)「年150,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号27、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計 50,592」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額(円)「年240,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号28、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「48,381」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
（整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号29、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 16,206」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.1.1」・終期「H31.12.31」・期間「2年」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
（整理番号23同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号23」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号23」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

暫時休憩します。（13：58～13：58）

職務代理者 再開します。

次に、議案第2号「整理番号24」から「整理番号29」についての質疑を行います。質疑はありますか。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:59~13:59)

職務代理者 再開します。  
それでは、議案第2号「整理番号24」についての質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号24」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号25」についての質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号25」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号26」についての質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号26」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号27」についての質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号27」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号28」についての質疑を行います。  
質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号28」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号29」についての質疑を行います。  
質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号「整理番号29」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第2号「整理番号24」から「整理番号29」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩します。(14:02～14:02)

職務代理者 再開します。  
●●委員に申しあげます。  
議案第2号「整理番号24」から「整理番号29」については、原案のとおり決定しましたので、その旨を報告します。

職務代理者 暫時休憩します。(14:04～14:04)

議長 再開します。  
以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これを持ちまして、平成29年度第9回の農業委員会総会を閉会します。